

まゝに法政大臣に推せんというところで、原案を提出した次で、こ
ういふ事。

服部氏も長らくいられたわりでございす。健康を害さな
たので、このたび適任者の物色にあたられたわりでございす。又、
隣接の特に西久留郡は、こちらの連合会の会合がめいわりでござ
います。西久留郡のほうほうの委員さんの顔ぶれを見まして
も、お孫田潤三氏のような経歴の方が割合多うございす。し
また比較的高齢の方が多うございす。それで、履歴書のような
経歴でございす。適任者と思ひまして雅さんをお願いしたいと
思ひます。

何と不慎重に審議いただきまゝに推せんのご同意をいただきました。
くお願ひをする次第でございます。説明を終らせていただきます。

議長（末次唯男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本票に對する
積負^{ひきお}疑^ぎを行はます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次陸男君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております。諮問。内務省より
 猿猴護養員候補者の推選に關する意見聴取に付ては、これに
 同意することにご異議ありませんか。

(「田文議なし」と呼ぶ者あり)

議長（米次性男君）ご異議なしと認めます。よつて改訂同方へ号について

議長（永次郎男君）曰様中ニテ大およぶ同中ニテ七については溪連があら
りますので一括して二様いたします。

日議力二十六号議案力七十八号市道路線の廃止について
日議力二十七号議案力七十八号市道路線の認定について
以上二件をへ指して議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます

建設課長 古谷 勉男君

建設課長 古谷總男君簽壇

建設課長（吉谷勉男君）
ご臨駕でありましたので、議案第七十二号の市道

路線の廃止と議案第七十三号市道路路線の認定についてをへ積
と提案理由の説明を申しあげます。

廃止路線と認定路線につきまゝは同一の箇所路線でござい
まゝ、場所は国道六号が群馬の文脈文脈に差しかかるこ
うな場所から、かつて一九号が新設されつゝありますが、この九
号が国道六号に同じく今回新しく道路が新設されたわけ
でございす。

これは先日工事が完了してつゝありますが、このために
路線の廃止と認定をいたしたというわけでは提案申しあげた
わけではございすが、議案第七十三号の無断廃止につきまゝは、
従来、国道にあるとあり、二二号線が六尺道路でございしたか
ら市道一九号が切ったような形で畑のまん中まであったわ
けでございす。そこで国道に思ふところある部分を廃止い
たしまして、それと延長三十七、ハメートル、幅員二・四メートル、
面積九千、七二平方メートルを廃止いたしまして、次の議案に
ございす七十三号において新しくつきた道路を七八号線とい
まして延長百八、ハメートル、幅員六メートル、面積六百九十七、

三二平方メートルという形で認定しようとするものでございす。

廃止および認定につきまゝは原案どおりで決定いただきますと
とを御願ひ申しあげまして、簡単にございすが提案理由の
説明を終わります。

議長（末次性男君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を付いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

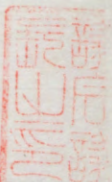
議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ただいま議題となっておりますが、議案第七十三号、七十三号については
建設委員会に付託し、審査せしめようことを決めます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おわかりいたします。ただいま伊東中次郎君から
所定の賛成者を得て、本件六号は建設委員会に付託し、審
査せしめようといふの動議が提出されましたが、本動議のとおり決
するにございす異議ありませんか。



(「田舎議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次郎男君) ご田舎議なしと認めます。よって議案第七十八号、
七十九号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長(米次郎男君) 日程第八十八議案第七十四号契約締結について
(五日市線熊川東段留間熊川架道橋新設工事)を議題
いたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高水求君

(総務課長 高水求君登壇)

総務課長(高水求君) ご指名でございます。たので議案第七十四号契約
締結について説明申しあげたいと存じます。

本案は多摩河原区画整理の施行にとほいまして二、三、九街路
が五日市線の成り立ちの文脈交差になりますところにつきまして日
本国有鉄道と市との間に、この工事の委託契約をしようとする
ものでございます。

初契約金額といたしましてはここに記載のとおり八千九万円、工期といたし
まして昭和四十八年三月三十一日まで、契約の相手方日本国有鉄道東
京西鉄道管理局長でございます。規模構造につきましては
ここに記載のとおりでございます。

なお、ここに一言つけ加えさせていただきますと、多摩河原の
区画整理の施行につきましては、工事その他一切、東京都新宿市
建設公社により施行の委託をしております。したがって、当
然これらの熊川架道橋の新設工事の事業費につきましては、公
社のほうから支払うということに相なるわけでございますが、区画整理
事業の施行主体であります福生市の市としての意思決定とし、
そのうえにおいて日本国有鉄道の間に委託契約を結ぶとい
うことでございますので、本日ここに提案いたします。福生市議
会の議決を得て、福生市としてのこの初契約についての意思を
決定いたしましたうえ、日本国有鉄道と熊川架道橋新設
工事について契約を締結しようとするものでございます。
よろしく御審議のうえ原案どおりご決定くださるようお願い



福生市議会

申しあげまして説明にかえさせていただきます。

議長（末次氏男君）以上で復査理由の説明は終了しました。
こまより本会に対する質疑を行います。

（心合せなし）

議長（末次氏男君）以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第七十四

号初大の締結についてはこまに同意することにご異議ありませんか。

（同意あり）

議長（末次氏男君）ご異議なしと認めます。よって議案第七十四号

についてはこまに同意することと決定いたしました。

~~~~~

議長（末次氏男君）日候中十九諸願第七号市道整備に関する諸

願書を議題といたします。

事務局長として諸願書の朗読をいただきます。

（島田議公事務局局長朗読）省略

議長（末次氏男君）朗読を終りました

紹介議員の吉岡一三君より本趣旨の説明を求めます。

（八番 吉岡一三君登壇）

八番（吉岡一三君）ご指名にあずかりまして紹介議員を代表いたしま

して私より本件諸願につきまして紹介説明を申し上げます。

諸願の道路の改置は悉く国費でわかるものと、カミ小笠原の

よび中島グラウンドに段上にある道路で、現況は約三メートルぐら

いの舗装の道路でございます。この地域に住む方々の通勤、通学

の支えの道路であります。降雨のときぬかるみまたは緊急急状

能心の火災等の発生ともなれば、道路の狭隘も多岐にわたる事

故もご懸念され、当地区住民の心痛はばかり知れはおります。

現地を視察いたしました私といえども同情いたしました次でであ

ります。

何と云へば地区住民の苦境を視察いただき、本諸願の実現につ

きましても一臂の力を添えをいただきたい人存じ、あえて紹介議員

の一員となり努力を取った次第でございます。

よろしくご審議のうえご賛成くださるようお願い申し上げます。



議案第七十四号

明を終りさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終りました。

本件諸願に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

諸願中七号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

議長（末次性男君） 日程中三十陳情中四号休校時における児童保育

に関する陳情書を議題といたします。

事務局長より陳情書の朗読をいただきます。

（島田議会議務局長朗読） 省略

議長（末次性男君） 本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で意見を終ります。

福生市議会

陳情中の号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり厚木委員会に付託いたします。

議長（末次性男君） この際報告事項がありますので事務局長より報告いたします。

（島田議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

議長（末次性男君） 以上で報告は終了しました。

議長（末次性男君） お手元にご配付のとおり、市長より追加議案の提出がありましたので、議運にはかりう承をいただきます。ところで日程に追加し、議題としたいと思っておりますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって本案は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（末次慎男君）追加日程中（議案第七十九号東京都市収養事業組合組織に関する市の増加による東京都市収養事業組合規約の変更についてを議題といたします。議長議長とて議案の朗読をいたさせます。

（朗読議長議長朗読）省略

議長（末次慎男君）朗読は終了しました。

本会について提案理由の説明を求めます。企画調査室長

大野忠一君

（企画調査室長大野忠一君登壇）

企画調査室長（大野忠一君）議案第七十九号の内容の説明を申しあげます。

いま朗読をしいただきましたように、新しく渋谷市を加入させるということでございます。たいへん議案の提案がわくわくした理由といたしましては、渋谷市が議決してから八市の議会に提案するという話し合いになっておりましたわけで、たいへんにおくれて申しあげてございましてした。渋谷市のほうでは十六日の



晩に議決されたということが十八日に正式に組合のほうから通知がありまして、このたびは提案申しあげることになりました。

お二条は、組織関係の数でございます。現在八市でございますが、その中に渋谷市を加えるというものでございます。

お五条お八項は議員の定数で、八市で八名ずつの十六名でございますが、今度へ市加りますと二名ふえ十八名に改めようとするものでございます。

お六条は理事者や組織している理事会の定数でございますが、九市でございしますの九人に改めようとするものでございます。

別表は配分金の関係でございますが、いままでは三鷹市と田

市両市で七分の三を均等配分し、七分の四を福生以下六市で均等配分するということになっておりましたものを、先日の組合議会で

了承をいただきました。渋谷市を入れた場合は大抵、現在七回で

三鷹市と田無市が二億六千六百二十万、六市が一億八千万、

渋谷市が六千万、同という数値になるわけでございますが、率では田

熊本市と鷹野市が八〇・二九〇ずつ、六市が九一・四〇〇ずつ、孫谷市が四・九八〇ということ、この収支金が増加しても減額となつてもこの率でいいという話し合いがまとまりましたのでこの別表を変えたわけでございます。

附則の一項に施行の日は東京都知事の許可のあった日とありますが、この九月定例会で八市とも議決をいたしまして、十月の競輪開催には九市組合で開催できるようにということで急いでいるわけでございます。

附則の二項ですが、廿七条一項で、議員は二年の任期であるというよう規定がございますが、孫谷市から選出される議員さんは中途でございますから八市の議員さんの任期満了の日という内容のものでございます。

たいへん事務的に急いでおりますが、慎重に審議賜りまして原案とおりご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

議長（末次快男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

こまより本業に対する質疑を所いたします。

○九番（志村彦雄君） 私がお伺いしたいのはこの配分率の問題でございますが、孫谷市はただいまの説明のとおり、最近ようやく加入に至つたものでこのような割合になつておりますが、問題は来年度の問題でございます。配分率につきましては収益事業の代表の議員の八人分にはお骨折りのことは存じますけれども、いろいろ人の割合とかいう点の問題がもしある場合には、配分率というものが低下するということもございます。孫谷市が来年度にはりまして、同等の立場からというようには要求をするが、その際に福生市の配分率も減るようなことがあります。またいろいろ問題もあろうかと思っておりますので、そういう点を伺いすると同時に協力、お骨折りを願いたいては質問やうな願いをいたすわけでございます。

○企画調査室長（大野忠一君） 自席からお許しをいただきます。九番議員さんの質問にござんすところは自治省、通産省でもしばしば均等配分

配分率の問題につきましては自治省、通産省でもしばしば均等配

化ということに指導をされておるようでございます。又市組合にもそういう  
たことのいろいろ話しがあるようでございます。八市でも管理者としては  
そういう指導を行政部並びに市連署者、自治会等から受けて  
いるということは聞いておりますけれども、この規約でございまして  
ので、いずれにしても八市ともはっきり了解のもとでなければこの規約  
が改正されませんので、これよりまたいろいろ問題は出てくると聞いてま  
すが、その際は市長としてももちろん議会にもはかれるでしょうし、  
代表の議員さんも出ておりますので、その辺いろいろ審議する  
ことと聞いています。現在はまだそういう話は具体的には出ておりま  
せん。

九番 (志村秀雄君) ごもつともは話で、来年度のことでございまして、各  
市選出の議員さん並びに各市理事長をいたしまして、この点につ  
いて特設の会議所を設けたいとして質問を終わります。

議長 (米次性男君) 以上で質疑は終わります。  
おわかりいたします。議案が七十九号は原案とおり決するにこ  
ろ異議ありませんか。



(「異議なし」 「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長 (米次性男君) 異議がありますので起立により採決いたします。  
本案について原案とおり決することに賛成の諸君の起立を求  
めます。

(賛成者起立)

議長 (米次性男君) 起立二八名、多数であります。よろしく議案が  
七十九号は原案とおり可決されました。

議長 (米次性男君) おわかりいたします。委員会審査のため明二十  
日か二十一日までの十日間休会いたします。この間、この異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (米次性男君) 異議なしと認めます。よって明二十一日から三  
日までの十日間休会することに決定いたしました。  
なお、次回本会議は十月一日午前七時から開きます。



議長（末次晴男君）以上をもって本日（別紙参照）の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前午後一時十八分散会



(写)

福総発第一六二二号

昭和四十六年九月十四日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

昭和四十六年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和四十六年九月十三日附福生市告示第二十三号（別紙参照）をもって昭和四十六年第

三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第二十三号

昭和四十六年第三回福生市議会定例会を、次のとおり招集する。

昭和四十六年九月十三日

福生市長 石川 常 太 郎 印

一 期 日 九月二十日

二 場 所 市議会議場